

武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会 第5回委員会議事録

- 日 時：平成25年3月5日（水）18:30～20:35
- 場 所：市役所西棟4階412会議室
- 出席委員：4名（欠席1名）
- 事務局：高齢者支援課、武蔵野市福祉公社

1 開会

2 配付資料の確認

事務局より配付資料の説明

3 議事

(1) 報告（案）に対する意見交換

事務局より、報告（案）と当日配布資料（報告案に対する各委員からの意見まとめ）について説明

【委員長】当日配布資料のうち、No.3「障がい者」の表記に関して、ここに示しているのが市の回答ということでよいか。

【事務局】お見込みのとおり。対外的な公式文書での表現は「障害者」と記載している。ひらがな表記は柔らかく伝える場合に資料等で用いており、特に市長が自分の言葉で話したものを文章化する際によく使用している。どちらを使用するかに関して、明確なガイドラインはない。一般的には漢字を使用したほうがおさまりがよいと考えている。

【委員長】報告書（案）全体のスタイルは「経過・評価・提言・結び」という構成で異論は無し、「はじめに」の部分も設置趣旨を記載することでよい。「Ⅱ これまでの経緯と現状」について、No.1「主語は誰か」という意見が出ているが、修正案どおりの対応とし、委員会としての立ち位置を明確にするということでよいか。

【副委員長】先ほどの「障がい者」という表記に関してだが、私はこれを重く受け止めている。福祉の世界では、使用に際して慎重に対応すべき用語がいくつかあるが、そのうちの1つが「障がい者」。一般的には「人権を守る意味でも、『障がい』と表記するのがよい」と言われていて、政令指定都市等でも書き換えているところが何か所もある。しかし、調べてみると『害』と漢字で表記する方がよい」という意見が8割で、「がい」をひらがな表記した方がよいという意見は2割である。しかも、漢字表記にしてほしいと言う大半が当事者やご家族等である。この件については、委員会で表記方法を決めるよりも、市の対応と統一した扱いにする方がよいと考える。以前に、学会のシンポジストとして「がい」をひらがな表記にしたスライドを作成したところ、多数の指摘を受けたことがある。市として、ひらがな表記に

する明確な理由があり、どういう指摘を受けても対応できるのであればよいが、それができないなら漢字表記、と慎重に対応しなければならない。漢字表記は社会モデルに則った考え方であり、最近の日本の福祉では社会モデルを取り入れているので、ひらがな表記をしていると「ちゃんと考えているのか」と指摘を受けかねない。この部分については、委員会としての方針ではなく、市としてどうするか決めていただいた方がよい。

【事務局】所管の障害者福祉課にも確認したところ、漢字を使用していることもあり、漢字表記としたい。

【副委員長】報告書の主語については、自治体ごとのスタイルがあるので、市の方針によると思うが、このような報告書は主語があいまいになりがち。誰が報告書を書くのかと考えた時、「委員会がこのような報告をもらい、それを受けて委員会としてこのように考え、議論を出した」というように明確に記載したほうがよいのではないかと考えた。これは当日配布資料のNo. 1、4、8に共通する事項であり、「以上のような説明を市から受け、委員会としてはこういう議論をした」等の記載方法にするのも1つの方法だが、武蔵野市のスタイルにあわせていただければよいと思う。

【事務局】委員会としての言葉で報告をいただくが、「I 経緯と現状」の部分は事実を記述しており、誰が見ても同じ。意見を述べる部分は委員会としての言葉だとわかる表現がよい。質疑を通じて委員会が事実に関する説明を受け、それを了解した部分は、このような表記でよいのではないか。

【委員長】P.2の1行目で「議論を経てのスタート」とあるが、事実を記載するのであれば、どこでの議論かを明記したほうがよい。市議会での議論なら、そのように記載していただきたい。

「2 これまでの提言」の部分も、市からの説明資料を委員会として了解したのであればそれでよいが、P.2の「上記のとおり～期待する」の部分は意見である。意見であれば、後ろの章に移動する方がよい。

【事務局】第1回委員会で、数々の報告書が出されたにもかかわらず見直しが行われていない理由についての質問があった。こちらからは「危機感が希薄であるため」と回答したが、委員会での意見は「実施したくても踏み切れなかった現場の事情があったのではないか」と議事録にあり、これを「見直しの実行の妨げとなっている事項を整理し」という表現とした。この部分に限らず全体的に、報告（案）は議事録を引用して作成している。流れがつながりにくい部分は補足したが、基本的にはいただいた意見をベースに組み立てている。

【委員長】両制度の現状については、「市からこのような説明を受けた」という表現にするか、あるいは資料を確認し了解したということで、主語を委員会とする必要はないか。現状部分は事実をそのまま記載したということで、表現はよいと思う。

「Ⅲ 両制度に対する評価と課題」が委員会の意見になる。先ほどの、P.2 の下から4行部分をこのあたりに移すことが考えられる。「1 制度の評価」では、市の福祉サービスに貢献しつつも課題が顕在化しているという内容であるが、「(1)福祉資金貸付制度」の部分についてご意見があれば伺いたい。

【副委員長】P.6の⑦で「福祉・セーフティネット」と「」付きで表記してあるが、こういう専門用語はあるか。

【事務局】この部分は議事録の発言からの抜書きであり、専門用語ではない。

【副委員長】もし専門用語でないなら、「」をとってもよいか。

【委員長】「」が付くと強調されてしまうので、つけない方がよい。また⑦は強めの表現だが、ここまで言う必要があるか。逆に、ここまで言わなければ変わらないから、強めの表現にするべきという考え方もあるかもしれないが、いかがか。

【事務局】第3回委員会で「福祉資金貸付制度の問題点の1つは、この制度が『何を目的として残すべきなのか』ということもあまり明確でない点で、ただ『長くくらしってもらうため』ではリスクが高すぎる」とのご意見があり、それをもとにこの部分を作成した。

【委員長】現在の文案ではネガティブな感じなので、「セーフティネットの1つと考えた時、残すのであれば目的をより明確にすべき」と少し柔らかい表現に変えた方がよい。

P.7の⑧について「租税を投入して続けるべきではない」と、意見になっているが、ここは「評価と課題」の部分なので、ここには記載しない、あるいは「妥当性を検討する必要がある」という表現でよいと考える。

委員へ伺いたいのが、福祉資金貸付制度の課題部分、「④ 類似制度に対し、どのように関わるができるか」という抽象的な書き方になっているが、これをどう考えるか。

【委員】本当は積極的に関わってほしいが、課題の記載部分なのでこのような書きぶりでもよい。

【委員長】有償在宅福祉サービスの課題に関しても、これまで言われてきたことを細かく記載したということで、問題ないと考える。

「Ⅳ 両制度の今後の在り方についての提言」が、この委員会の結論になる。福祉資金貸付制度に関しては、「市から案が提示された」とし、これに対して委員会として方向性を4点にまとめた、という書きぶりだが、この部分についてご意見を伺いたい。

【委員】P.8で「委員会として①～④を考え方としてまとめた」とある。確かに①～③は話した記憶があるが、④は委員会では話した記憶がなく、唐突に出てきたような印象を受ける。参考資料ではこの部分の修正案に関して「下段の、住み替え支援の記載部分につなげるため」とあるが、委員会の意見として①以下が出ているの

で、委員会の意見は①～③とし、④については委員会の意見部分ではなく、住み替え支援の記述部分にもりこむ形にした方がよいのではないか。

【委員長】ご指摘のとおりなので、「経済産業省は…」の制度説明の部分におさめるように記載した方がよい。

「市の福祉資金貸付制度は廃止すべきと考える。なお、条件厳格化の上、制度を継続すべきとの意見があったことを付記する。」とあり、かなり比重がついているが、この部分はこのような記載でよいか。両論併記とするか、「大半が廃止すべきとの意見だったが少数意見もあった」とするか。本日欠席の委員のご意見はどのようになっているか。

【事務局】参考資料の No.7 にも記載したが、委員は制度廃止に賛成してはならず、少数の反対意見があった旨を明記してほしいと考えている。No.7 の修正案等の文章は委員からいただいたもので、一定程度短くしてもよいが、反対であることがわかるような記載をしてほしいと依頼されている。趣旨をどの程度残すかは皆様でご議論いただければと思う。

【委員長】委員の修正案のうち、最初の部分の「福祉資金貸付制度は…重要な制度である。」の一文は、P.5 制度の評価の①へ組み込み、「今後も有効な制度である」と続ける。おそらく委員は「長期間居住してきた自宅での在宅生活を維持すること」を重視しているので、評価の部分にそのまま入れる。

最後の部分に「リーマンショック後の不動産価格の底打ち感もあり…」とあるが、福祉資金貸付制度は短期で済む貸付ではなく、この表現は避けた方がよい。

中間の部分が長いですが、付記する形でなく反対意見として記載するかどうか。P.8 を「廃止すべきという意見が大勢を占めた」という感じの記載にし、その後に中間部分を続けるか。

【委員】「法律の理念に反している」と表現すると、法律違反のような印象を受ける。中段部分は削除し、「自宅に居住したい人の選択肢の1つとして残すべき」というニュアンスでよいのではないか。

【委員長】老人福祉法、介護保険法の部分を削除すると、具体的には「高齢者にとり…可能性もある。したがって年齢の引き上げ…廃止すべきではない」となるが、これでよいか。

【副委員長】「高齢者にとり長年住み慣れた自宅に居住継続したいとの意思は強く」とあるが、高齢者の全てが自宅にいたいという人ばかりではない。また認知症発症の一因として転居があるのはわかるが、これも微妙な表現かと思う。

【委員長】「自宅に居住継続したいという意思が強い高齢者もおおり、自宅からの転居は精神的負担もあることから、対象年齢の引き上げや…反対意見もあった」と、「反対」の意見があった旨を明記することでいかがか。

【委員】「②案を支持する意見もあった」という表記でいかがか。

【委員長】委員の意見をなるべく反映させて、先ほどのような記載としたい。

「Ⅳ 今後のあり方についての提言部分」の、1の前のところに、P.2の4行「Ⅱで記載のとおり、数々の報告が出され…期待する。」が入ると考えるが、この点については後ほど改めて議論したい。

P.8の「2 有償在宅福祉サービス事業」は、福祉公社が案を提示し、それを受けて、委員会として考え方を①～④のようにまとめた、という書きぶりである。委員会でこれらの発言があったと理解しているがよいか。有償在宅福祉サービスと権利擁護事業を一体化すべきという考え方だが、具体的な料金額は記載せずに考え方のみを示している。P.14の資料4については、福祉公社が作成した資料であることを明記していただきたい。また、P.9に「資料4参照」とあるが、これはP.8「見直し案が提示された」の後に移していただきたい。P.9「また…」以降に経過措置についての記載は、両論併記という形としている。

【委員】この部分が、委員会の意見か公社の案なのかがわかりにくいように感じたが、いかがか。

【委員長】P.8に「委員会としてまとめた」とあるので、「Ⅴ 終わりに」の前までは委員会の意見だと理解している。

【委員】公社が示した案に意見を述べたのであり、委員会として案を提示したわけではないが、それが不明確である。

【委員長】福祉資金貸付については、P.7で「市から見直し案として…2案が提示された。」と明記しているが、有償在宅福祉サービスについてはそのような書き方ではない。ご指摘はもっともなので、「一定経過措置について2つの案が提示された」として案を①②で示し、それに対して委員会としての考え方を記載すれば、福祉資金貸付の部分と同じスタイルでの記載になるが、いかがか。P.9の経過措置案部分もここまで詳細に書くのではなく、「見直し案として①②の2案、経過措置案として①②の2案が示され、委員会として検討した」という記述にしたほうがよいのではないか。委員会としての意見の記載については、福祉資金貸付制度の部分と合わせて「以上のことから…」で始める。両論併記でウェイトをつけるなら、ウェイトの高い方に「…べきと考える」とし、「少数意見として…の意見があった」という記載になるか。

P.9「なお、見直しに当たっては…丁寧に聞き」の部分は異論なしと理解している。

「Ⅴ 終わりに」に関し、「主語は誰か」という指摘については、委員会の立場からの意見であり、委員会でもこのような趣旨の意見があったと理解している。

添付資料については、資料4の作成者を明記していただければよいと思うが、委員会で使用した「類似制度の比較表」はどのように扱うのか。

【事務局】現在の報告（案）では、直接、資料としては添付していない。P.18～19でこれまでの資料を列記しており、検討経過で利用した資料の1つという扱いとし

ているが、比較表の内容に近い記載が本文中にあれば、そこに入れることは可能である。

【委員長】P.3の③で、類似制度の実施について触れている。P.2の「2 これまでの提言」で、「主な検討結果は以下のとおりである」として、「国や民間制度で補えるか見直しをする」という点が課題として残され、この委員会で扱ってきた。「見直しをした結果、類似制度で補える」という結論を考えると、比較表は本文中に掲載すべき重要な資料であると考ええる。

【事務局】P.13に資料2として掲載する。

【委員】結論として「廃止」だが、「廃止に際しては類似制度の斡旋が必要」とあり、類似制度としてどのようなものがあるかという点にもつながるので、必要な資料と考える。

【委員長】では、修正部分を確認する。

P.2 1行目…どこでの議論かを明記する。

P.2 下段の4行の段落…委員会としての意見を記載する部分へ移動する。移動する場所は後ほど検討する。

P.6 ⑦…「この制度をセーフティネットの1つと考えた時、残すのであれば目的をより明確にすべきである。」に変更する。

P.7 ⑧…「租税を投入して続ける妥当性を検討する必要がある」とする。ここで「租税」という表現を使用しているが、租税というと租税体系のような大きな話をイメージしてしまう。「一般財源を使用してはいけない」というニュアンスであれば、租税ではなく「税」でよいのではないか。

P.8 ④…削除し、後段の「経済産業省は…」の部分に組み入れ、吸収する。

P.8 「2 有償在宅福祉サービス事業」…「福祉公社から…提示された」の後に「(資料5参照)」を追記する。また、「あわせて、経過措置については案①②の2案が提示された」と、福祉資金貸付事業と同様の記載にする。

P.8 「以上のことから…付記する」…「廃止すべきという意見が大半を占めた。」とし、続けて「長年住み慣れた自宅に居住継続したいとの意思が強い高齢者もおり、自宅からの転居は精神的負担もあることから…廃止とすべきではないとの少数反対意見もあった。」とする。

P.9 経過措置に対する意見の両論併記をどのように記述するかが未確認である。

【委員】委員会としては、どちらが良い、悪いという意見は出さず、「見直しにあたっては…提供できる事業となるよう深く研究されたい」としてはいかがか。

【委員長】前回、多数決をとっているが、扱いをどうするか。考え方を示すにとどめるか。

【委員】具体的すぎて結論を出しにくい。方向性を示せばよいと考える。

【委員長】公社としてはどのようにお考えか。

【事務局】経過措置案は3つ出した。そのうちの1つである「新規契約者はとらずに継続」はなしという結論だったが、それをあえて記載し、現行のままの継続はなしとした上で、残りの2案について「利用者の声を聞き…引き続き提供できる事業とされたい。」としてはいかがか。

【委員長】現行のまま継続はだめだということを明記し、残りの2案について「丁寧に対応すること」という趣旨を続けるか。委員が、期間を「5年」と具体的に示していたが、移行期間は3～5年程度として、あとは現場にお願いするという記載でいかがか。

【事務局】第3回委員会で経過措置案を3つ示し、そのうち2つの案が残っているが、公社の案では期間の部分が入っていない。例えばP.9では「現契約の満了期間を参考に」「3年から5年程度の移行期間後に」とあるが、公社の提示した案では「3年後に終了」としている。

【委員長】確かに、福祉公社の案では期間を示していなかったのも、委員会の意見とは分けて記載する必要がある。委員より「現契約は3年で満了する」との指摘があったので、3年と記載するよりは、契約が終了したらそこで更新しないという意味で「現契約の満了期間を参考に」と入れるよう、事務局にお願いした。委員からは「5年と入れてほしい」とのご意見があった。また、新しいサービスの新規契約者との公平性はどうなのかという意見があったように記憶している。あえて結論は出さないが、新たに委員会として追加した意見は明記してほしい。

【事務局】添付資料の最後に、経過措置の資料を掲載したい。

【委員長】見直しの骨子と同様な形で、数字を省略した形で、わかりやすく記載していただきたい。

本日の当日配布資料に関しては、これで全て対応済みである。

No. 1…市が主語になっている部分は、これまでの事実を整理した部分である。

No. 2…意見なので別の部分へ移動する。

No. 3…「障害者」と漢字表記する。

No. 4…「ⅡとⅢの間に表現を補った方がよい」との指摘だが、先ほどのP.2の下部4行をⅢの冒頭に移動してはいかがか。いずれにしても、流れを再度確認していただきたい。

No. 5…表現がきついと指摘なので、「税を投入して続ける妥当性を検討する」に訂正する。

No. 6…経済産業省に関する説明部分に吸収する。

No. 7…冒頭部分は評価の記載へ吸収し、法の理念部分は削除した上で、「…という少数反対意見もあった」と明記する。

No. 8…委員会が考える市、公社の役割を記載したもので、委員会としての意見である。

以上で、事前にいただいた各委員からの意見については対応を確認したが、他に指摘はあるか。

【事務局】P.2 の下段4行を P.7 のどこへ移動するか。「IV 提言」の冒頭部分か、あるいは課題をまとめたⅢの最後はいかがか。

【委員長】Ⅲの最後がよい。

【副委員長】P.9 のイメージを再度確認したい。

【事務局】P.8 から P.9 にかけて、金額を除いた経過措置案を資料6として3点示す。P.8 の最後「見直し案が提示された」の部分は資料5となる。「現在の契約者に対しては…」の部分は、委員会の考え方を示す。

【副委員長】報告書として大丈夫か。

【事務局】報告書としては、経過措置は本筋ではなく、サービスの方向性が大事なので、経過措置についてはこの程度の記載でよいと考える。

【委員】P.2 の「実行の妨げの事項」に関して、「福祉は常に分配されるもの」という考え方があった。時代が変わり、不利益の分配という時代になってきたときに、果たして政治や行政が実行できるのか。それが一番大きな課題だと思うが、これは私個人の感想である。

【委員長】「実行の妨げとなっている事項」とあるが、こう書くと、これを整理しなければと思うが、具体的にあまり整理せず、課題を述べているにとどまっている。この段落をしかるべき位置に移した後、書きぶりを検討してほしい。場合によっては削除してもかまわない。

【委員】今日の委員会で終了と理解してよいか。

【事務局】基本的な考え方に大きな違いはないので、基本的には今回で終了である。今日のご意見を受けて修正した報告案を皆様にお示しする。その後何かあれば正副委員長にご相談したい。

【委員】報告書完成後の流れを伺いたい。

【事務局】正式な報告書は、委員長が代表して3月中に市長へ答申する。4月以降、この報告を受けて、市と公社とで実際の変更案を作成し、市議会や理事会、利用者や市民の方々へお知らせしていく。平成25年度中に説明し、平成26年4月を目途に制度変更と考えている。

【委員長】P.3 の現状の整理部分で、③の直前に「すなわち、資産も現金収入もない人が…原資となっている」とあるが、これは言い過ぎではないか。そのような方々の納税額は少ないと考えられ、逆に変な理解を生みかねないので、「すなわち」以降の部分は削除したい。

以上、いただいた意見を案に反映して、修正したものを皆様に確認いただき、ご了解を得た上で、委員会の報告としたい。

【事務局】市長への報告書提出の日が決まったらお知らせするので、ご都合がつけば

ご出席いただきたい。

【事務局】短い期間だったが、積極的にご審議いただき感謝している。武蔵野市の看板事業の見直しなので、慎重なご検討をいただけたかと思う。一方で、市はいつまで補助金を支出できるか、公社はいつまで補助金を受け続けるのかという問題があることも事実である。国のリバースモーゲージ制度等もあるので、その大きな枠組みを利用しながら、必要なサービスを提供していきたいと考えている。

今後、この報告書を基に、福祉公社における新権利擁護事業の検討や有償在宅福祉サービス利用者等からの意見聴取等を踏まえ、市の方針を決定する予定である。制度の運用の面では、また委員の皆様にご意見をいただくこともあるかと思うので、今後ともご協力をお願いしたい。どうもありがとうございました。